質疑応答書

業務名	千歳市市有施設太陽光発電設備導入事業
質疑事項	**回答事項**
①本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、PPA期間は変更せず、PPA開始日につきまして別途協議を頂くことは可能でしょうか（社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です）。	①ご質問のケースについては現段階で一概に判断を示すことは困難ですが、納入期限は当該補助金の交付規程を遵守願います。PPA開始時期については実施要領のとおり、市と協議の上決定することとなり、運転期間は最長で20年間となります。社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらないことが明確であり、不可抗力である遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課すことはありません。
②千歳市契約規則第27条に関して、契約保証金の免除申請要件についてご確認願います。 過去の実績の提出による免除申請を検討しております。 この内容について、以下、ご確認をお願い致します。	②
(1)「同種」要件について： 同種要件につきまして、具体的な基準をご教示願います。	(1)高圧施設に太陽光発電設備太陽光発電設備の導入をPPAまたはリースで国又は地方公共団体を対象に実施した場合を想定しております。
(2)「同規模」要件について： 同規模要件につきまして、具体的な基準をご教示願います。	(2)高圧施設に10kW以上の太陽光発電設備を第三者所有方式で実施した場合を想定しております。太陽光発電設備の容量は太陽光パネルの容量でご判断ください。
(3)「２年以内に誠実に履行」との記載についてご確認願います。 本記載は、以下のいずれの想定となりますでしょうか。 ①２年以内に「同種・同規模の契約を締結した」との実績でしょうか。 ②２年以内に「「同種・同規模の契約が開始された」との実績でしょうか。	(3)①②いずれの想定でもありません。 過去２年間に「同種・同規模の契約を完了した」実績となります。
(4)公立大学、独立行政法人様等との契約も実績として許容頂けますでしょうか。	(4) 国または地方公共団体のみとしてください。
(5) 共同事業者の実績も含まれますでしょうか。	(5) 含まれます。 なお、契約保証金については、PPAの特殊性を踏まえ、免除とする予定です。

③実施要領第５　参加要件(6)／類似する業務実績に関して、「過去に地方公共団体での類似する業務の実績（共同事業者の実績を含む）」とありますが、本件のPPA だけではなく、地公体向けの賃貸借契約も実績に含めてもよろしいでしょうか。	③地方公共団体でのPPAまたはリースの実績を記載願います。
④参加表明者とPPA 設備の所有者が異なる場合は、参加表明者（PPA事業者）とPPA設備の所有者の関係性（役割）が明記された「共同企業体協定書」（任意書式）を提出する必要はありますでしょうか。	④共同事業者の一覧と役割が明記された書類（任意書式）を提出願います。ＰＰＡ事業者とリース会社との間にリース契約が生じる場合は、協定締結後（原則、工事前）にリース契約書の写しを提出いただきます。なお、補助金の申請者は設備の所有者とする必要がある点にご注意願います。
⑤万一の場合の想定となりますが、受注者にて補助金受給した場合においても、受注者の責めに帰すべき事由「以外」を原因としまして、交付団体が定める補助金の返還事由に該当し、受注者が受領した補助金の全額又は一部および加算金の支払請求を受け、受有者がその支払いを余儀なくされた場合には、当該原因が受注者の原因以外となります場合には、貴市のご負担をお願い出来ますでしょうか。	⑤補助金の返還事由が明確に市である場合は当市の負担となる可能性はありますが、個別のケースにおいて、責めに帰すべき者が負担するものと考えられることから、本市が負担をするか否かは判断しかねます。
⑥ 補助金の交付後、補助金に係る内容について契約書に表記することを協議させて頂く事は可能でしょうか？（万一の場合の、補助金の返金等が発生した場合の対応等について、条文として表記させて頂きたいという意向です。）	⑥契約書は補助金交付後に市と協議の上交わすこととなります。
⑦ 本事業は、「長期継続契約」と「債務負担行為」のどちらでしょうか。	⑦長期継続契約となります。
⑧ 予算削減等の影響により、過去、実際にご契約を解約又は変更等を実施されたケースはございますでしょうか。	⑧本事業は当市で初の事業となるため、事例はありません。
⑨ 仕様書4(1)ケ「運転期間終了後の設備の取り扱いついては、市と協議の上決定」とありますが、事業期間中の本物件にかかる固定資産税は課税扱い（契約単価には同費用分を含める）との認識で宜しいでしょうか。	⑨ご認識のとおりです。
⑩ 各種保険の名義人は、PPA 事業者名義若しくはPPA 設備の所有者となるリース会社名義でもよろしいでしょうか。	⑩どちらでも差し支えございません。

⑪ リスク分担表の「保険」に関して、履行保証保険の保険適用期間はいつからいつまでのご認識でしょうか。また、履行保証保険の加入は必須でしょうか。	⑪本事業は第三者所有による事業であることから、履行保証保険の加入が必須であるとの判断はしていませんが、事業者の履行状況により、事業者の責めに帰すべき事由により本市又は事業者自身に損害が生じた場合、その損害によって生じた費用はＰＰＡ事業者の負担となります。
⑫ リスク分担表の「保険」に関して、「維持管理期間のリスクを保証する保険」とありますが、維持管理期間のリスクとは、具体的にどのようなリスクを想定されてますでしょうか。	⑫ご質問のリスクは、主にリスク分担表の「共通」及び「維持管理関連」に記載の各リスクを指しています。したがって、表に記載されている事項以外の具体的なリスクを想定したものではありません。
⑬ リスク分担表の「金利」に関して、「市中金利変動」について事業者負担となっていますが、市中金利が大幅に変動した場合は、別途協議とさせていただくことは可能でしょうか。	⑬本事業は第三者所有による事業であることから、リスク分担表のとおり、原則ＰＰＡ事業者の負担としています。ただし、本市との協議を妨げるものではありません。
⑭ 「同補助金」におきまして、本設備の所有権を有する者が、代表申請者になり、PPA事業者や需要家である貴市と共同で申請する認識でよろしいでしょうか？ また本設備の所有権を有する者に、補助金が入金される認識でよろしいでしょうか。	⑭ご認識のとおりです。代表申請者は設備の所有者とする必要があります。
質問年月日　令和7年2月26日	回答年月日　　令和７年２月28日